

2026年9月吉日

各位

東大阪商工会議所

「令和8年熊本地震」災害支援金へのご協力をお願いについて

拝啓 初秋の候、貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本所の事業運営につき、格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承の通り、本年7月28日に発生致しました「令和8年熊本地震」により、熊本県をはじめとする各地で甚大な被害が生じております。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

被災地域においては、生活の維持はもちろんのこと、被害の全容把握や事業活動の再開に向け、大変厳しい状況が続いております。

一日も早い復旧・復興を後押しすべく、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に活用して頂くため、本商工会議所と致しましても、日本商工会議所と連携し、標記支援金を募集することに致しました。

つきましては、被災事業者等への力強い支援を行うため、火急のお願いにて誠に恐縮ながら、何卒趣旨ご推察のうえ、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 災害支援金額

1口1万円とし、1口以上でお願い致します。



2. 申込・送金方法

申込：右上のQRコード、又は別紙「申受連絡票」(FAX)よりお申し込みください。

<申込期日：9月24日(木)まで>

送金：下記指定口座へお振込をお願い致します。

{	【振込先口座】	銀行・支店名	関西みらい銀行 東大阪支店
		口座番号	普通預金 0169484
		口座名義	東大阪商工会議所

<振込期日：9月28日(月)まで>

※誠に勝手ながら、ご送金頂く際の振込手数料等は、貴事業所のご負担にてお願い致します。

※領収書は、災害支援金をお振込み頂きます際の控えをもって、代えさせていただきます。

3. 備考

災害支援金の税法上の取扱い等 詳細につきましては、裏面をご参照ください。

【お問合せ】

東大阪商工会議所 総務部 (小谷・小林)

TEL：06-6722-1151 FAX：06-6725-3611

メール：info@hocci.or.jp

【災害支援金の税法上の取扱い等】

- ・ 本災害支援金は日本商工会議所を通じ、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に必要な費用として活用させて頂く予定です。
- ・ 寄附金税制上、本災害支援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は以下の通りです。

①個人が災害支援金を支出する場合の所得税の取扱い

所得控除はありません。

②法人が災害支援金を支出する場合の法人税の取扱い

一般寄附金は、下記の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められています。

〔期末資本金の額等（資本金の額＋資本準備金の額又は出資金の額）×12分の当期の月数×1000分の2.5＋所得の金額（法人税申告書別表四 仮計の金額＋支出寄附金の額）×100分の2.5〕×4分の1＝〔損金算入限度額〕

計算例 期末資本金の額等 1,000 万円、所得の金額 1,500 万円、1 年決算法人の場合の損金算入限度額

〔1,000 万円×12 分の 12×1000 分の 2.5＋ 1,500 万円 ×100 分の 2.5〕×4 分の 1＝〔10 万円〕

※国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能なほか、法人において全額の損金算入が可能です。一定の金額の所得控除や全額の損金算入を希望される場合は、国または地方公共団体（県市町村）への募金をご検討頂けますと幸いです。

以上

FAX（送付先） 06－6725－3611

東大阪商工会議所 総務部（小谷・小林） 行

「令和8年熊本地震」 災害支援金 申受連絡票

＜9月24日（木）締切＞

本災害支援金の趣旨に賛同し、以下のとおり振り込みます。

1. 災害支援金額 口 万円（1口1万円以上でお願い致します。）

2. 事業所名

3. 所在地 〒

4. 代表者役職・氏名

5. 担当者氏名

6. 電話番号 e-mail

7. 振込予定日 月 日

※本災害支援金にご協力頂きました事業所様には、本所会報誌にて事業所名をご紹介します。尚、掲載を希望されない場合は、下記にチェック☑を入れてください。

☐ → ☐ 掲載を希望しない

※ご連絡頂いた情報は、本災害支援金の目的以外には使用致しません。